

鹿児島県農業者経営所得安定対策推進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は、国の経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金（以下、「経営所得安定対策等」）の普及・推進並びに水稻等の生産振興に必要な施設整備に対する支援により、稲作農家の経営安定を図るため、予算の定めるところにより事業を実施する市町村等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書（別記第2号様式）

(2) 収支予算書（別記第3号様式）

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、別紙のとおりとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、別表のとおりとする。

2 規則第7条第1項の補助金変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業変更計画書（別記第2号様式）

(2) 変更収支予算書（別記第3号様式）

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は補助金変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は、補助金変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による状況報告は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 補助事業者等は、工事を伴うものについて工事に着手したときは、工事着手報告書（別記第8号様式）を、工事が完成したときは、工事完成報告書（別記第8号様式）を直ちに知事に提出しなければならない。

(2) 補助事業者等は、事業遂行状況報告を必要とする補助事業について、別表によりこれを知事に報告しなければならない。

(事業の補助金交付決定前着手)

第9条 補助金の交付申請者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業を着手する必要がある場合には、事前着手承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事前着手承認通知書（別記第10号様式）により通知する。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第11号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

(2) 収支精算書（別記第3号様式）

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第12号様式）により行うものとする。

(補助金等の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第13号様式のとおりとする。

2 この要綱に基づき交付される補助金は、概算（前金）払をすることができる。

3 規則第16条第3項の補助金等概算（前金）払申請書は、別記第14号様式のとおりとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表に掲げる減価償却資産で規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。

(雑 則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月2日から施行する。

(別表) (第2条, 第6条, 第8条関係)

| 補 助 対 象 | | 補助率又は補助額 | 補助事業等の内 容等の変更要件 | 事業遂行状況報告 | | |
|--------------------------------------|---|-------------------------------|--|------------|-------|-----------|
| 事 業 名 | 経 費 の 区 分 | | | 報告時点 | 報告期限 | 報告様式 |
| 農業者経営所得 安定対策推進事 業(推進事業) | 県農業再生協議会, 市町村, 地域農業再生協議会が, 事業に 要する経費について, 市町村が 補助する場合における当該補 助に要する経費 | 定 額 | 1 事業の中止又 は廃止 2 事業実施主体 の変更 3 委託費又は助 成費の経費の3 割を超える増減 4 事業費の30パ ーセントを超え る増減 5 補助金額の変 更 | 12月31 日 | 1月15日 | 別に定め る |
| 農業者経営所得 安定対策推進事 業(条件整備事 業) | 市町村, 農業協同組合, 営農 集団等が, 水稻等の生産振興に 必要な施設導入に要する経費 について, 市町村が補助する場 合における当該補助に要する 経費 1 育苗施設 2 乾燥調製施設 3 穀類乾燥調製貯蔵施設 等 | 2分の1以内 | 1 事業の新設又 は廃止 2 事業実施主体 の変更 3 事業費の30パ ーセントを超え る増減 4 補助金額の変 更 | 12月31 日 | 1月15日 | 別に定め る |
| 畑地化促進事業 (産地づくり に向けた体制構築 支援) | 畑作物の産地づくりに向け た体制構築(団地化やブロック ローテーション等)のための調 整(現地確認や打合せ等)に要 する経費 | 定 額 (上限 3,000 千円/事 業主体) | 1 事業の中止又 は廃止 2 事業実施主体 の変更 3 事業費の30パ ーセントを超え る増減 4 補助金額の変 更 | 12月31 日 | 1月15日 | 別に定め る |
| 畑地化促進事業 (土地改良区決 済金等支援) | 水田の畑地化に伴い支払い の必要が生ずる土地改良区 の地区除外決済金等の経費 | 定 額 (上限 250 千円/10a) | 1 事業の中止又 は廃止 2 事業実施主体 の変更 3 事業費の30パ ーセントを超え る増減 4 補助金額の変 更 | 12月31 日 | 1月15日 | 別に定め る |

別紙（第4条関係）

補助金交付の条件
【農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業）】

- 1 市町村は、次の法令、要綱等に従わなければならない。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
 - (2) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱
(平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱
(平成27年4月9日付け26経営第3570号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県農業者経営所得安定対策推進事業補助金交付要綱
- 2 補助金交付の条件は、前記1に定めるもののほか次のとおりとする。
 - (1) 市町村等は、実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告。以下同じ）を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 市町村等は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実施報告において前記(1)により減額した場合には、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第15号様式及び第16号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
また、市町村等は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
なお、当該財産のうち交付要綱第16条に定める財産及び適正化法施行令第13条に定めるその他の財産については、知事の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (4) 市町村等は、概算払により事業実施主体にかかる補助金の支出を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額に相当する額を遅滞なく事業実施主体に支出しなければならない。
 - (5) 市町村等は、事業実施主体が事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(6) 市町村等は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し、この補助金に係る実施要綱及び交付要綱に従い、交付の申請その他の手続を行う際は、知事の承認等を受けることを条件としなければならない。

また、市町村等は、地方公共団体以外の事業実施主体に補助金を交付するときは、事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約することができる。

イ 事業実施主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」）に参加しようとする者に対し、書面により指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

別紙（第4条関係）

補助金交付の条件

【農業者経営所得安定対策推進事業（整備事業）】

- 1 市町村等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱(平成31年4月1日付け31生産第2226号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)及び「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」(平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長及び政策統括官通知)、その他関係通達、鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県農業者経営所得安定対策推進事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 2 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。
ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 事業実施主体は、2により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- 4 市町村等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体について、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 市町村等は、事業の実績報告（鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告をいう。以下同じ）を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 市町村等は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記（1）により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第15号様式及び第16号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、同様式により知事に報告しなければならない。

5 この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記第17号様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

6 市町村等は、市町村等の事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

7 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、又は取壊してはならない。

ただし、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、知事の承認を受けたものとする。

8 市町村等が前号により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

9 1の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

10 市町村等は、概算払により事業実施主体の事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

ならない。

11 市町村等は、事業実施主体が事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

12 市町村等は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) この補助金に係る法令、その他前記1に定める通知等に従うべきこと。

(2) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないこと。

ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(3) 事業実施主体は、(2)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

(4) 事業実施主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合について、次の条件に従わなければならないこと。

ア 事業実施主体は、事業実施主体の事業の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市町村等に報告するとともに、市町村等の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、同様式により市町村等に報告しなければならない。

(5) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び

支出についての証拠書類又は証拠物を、事業実施主体の事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

ただし、事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別記第17号様式の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならないこと。

(6) 事業実施主体は、事業実施主体の事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 前号の財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内)においては、市町村等の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと。

ただし、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が補助金交付申請書に記載してある場合は、市町村等の承認を受けたものとする。

(8) 事業実施主体が前号により市町村等の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市町村等に納付させることがあること。

(9) (1)の条件に違反したときには、補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

13 市町村等は、前記12の(7)により承認をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けてから承認を与えなければならない。

なお、前記12の(7)のただし書の場合にあつては、知事の承認を受けたものとする。

14 市町村等は、前記12の(4)のイ及び(8)により事業実施主体からその収入の一部に該当する額を収納した場合は、その全部又は一部に相当する額を県に納付しなければならない。

15 市町村等は、事業実施主体の事業について、事業実施主体から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を県に返還しなければならない。

別紙（第4条関係）

補助金交付の条件 【畑地化促進事業】

- 1 市町村は、次の法令、要綱等に従わなければならない。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)
 - (2) 畑地化促進事業実施要領
(令和4年12月27日付け4農産第3482号農林水産事務次官依命通知)
 - (3) 畑地化促進事業補助金交付等要綱
(令和4年12月27日付け4農産第3403号農林水産事務次官依命通知)
 - (4) 鹿児島県補助金等交付規則及び鹿児島県農業者経営所得安定対策推進事業補助金交付要綱
- 2 補助金交付の条件は、前記1に定めるもののほか次のとおりとする。
 - (1) 市町村等は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)が明らかでないため、消費税仕入控除税額を含めて申請した各事業実施主体について、次の条件に従わなければならない。
 - ア 市町村等は、実績報告(鹿児島県補助金等交付規則第13条の規定による報告。以下同じ)を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - イ 市町村等は、実績報告の提出後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告において2(1)アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額)を別記第15号様式及び第16号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
また、市町村等は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金等の額の確定の日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。
 - (2) 市町村等は、概算払により事業実施主体の事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。
 - (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- (4) 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれる場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 取得財産等のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、又は取壊してはならない。
ただし、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、知事の承認を受けたものとする。
- (6) 市町村等が2(5)による知事の承認を受けて財産を処分したことにより、収入があったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 市町村等は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
ただし、2(5)に定める財産については、2(5)に定める期間中、別記第17号様式の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
- (8) 市町村等は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し、この補助金に係る実施要領及び交付要綱に従い、交付の申請その他の手続を行う際は、知事の承認等を受けることを条件としなければならない。
また、市町村等は、地方公共団体以外の事業実施主体に補助金を交付するときは、事業実施主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。
- ア 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約することができる。
- イ 事業実施主体は、2(8)アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」）に参加しようとする者に対し、書面により指名停止に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (9) 市町村等は、事業実施主体が事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するよう努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

第1号様式（第3条関係）

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度 事業補助金交付申請書

年度において、（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））を実施したいので、下記のとおり補助金を交付くださるよう、鹿児島県補助金等交付規則第3条及び畑地化促進事業補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3)

(注)申請書に地区名及び地区番号等を必要とするものについては、余白に記載してさしつかえないものとする。

畑地化促進事業（変更）計画書（実績書）

1 事業の目的

2 事業計画（実績）

（1）事業の概要

| 区 分 | 主な取組内容 | 実施時期 | 事業に要する (要した)経費 | 備 考 |
|-----------------------|--------|------|-------------------|-----|
| | | | 円 | |
| | | | | |
| 地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付 | | | 円 | |
| 合 計 | | | 円 | |

注1：他の機関に対して委託又は助成を行う場合は，委託先・助成先を備考欄に記入してください。

注2：県農業再生協議会が事業実施主体の場合は，「地域段階の実施主体に対する補助金の交付」欄の記入を省略してください。

（2）地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付内訳

| 区 分 | 主な取組内容 | 実施時期 | 事業に要する (要した)経費 | 備 考 |
|-----|--------|------|-------------------|-----|
| | | | 円 | |
| | | | | |

注1：他の機関に対して委託を行う場合は，委託先を備考欄に記入してください。

注2：県農業再生協議会が事業実施主体の場合は，（2）「地域段階の事業実施主体に対する補助金の交付内訳」を省略してください。

3 事業費の内訳

| 区 分 | 総事業費 ①+②+③ | 補助事業に要する (要した)経費 ①+② | 負 担 区 分 | | | 備 考 |
|----------|---------------|----------------------------|------------|-----------|----------|-----|
| | | | 国庫補助金 ① | 市町村費 ② | その他 ③ | |
| 畑地化促進事業費 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 添付書類

協議会規約を添付

（変更）収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

（単位：円）

| 区 分 | 予 算 額 (精 算 額) | 前年度予算額 (予 算 額) | 比較増減 | 備 考 |
|---------|------------------|-------------------|------|-----|
| 県 補 助 金 | | | | |
| 市 町 村 費 | | | | |
| そ の 他 | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

2 支出の部

（単位：円）

| 区 分 | 予 算 額 (精 算 額) | 前年度予算額 (予 算 額) | 比較増減 | 備 考 |
|-----|------------------|-------------------|------|-----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

（注1）区分欄の記入方法

1 事業実施主体が市町村の場合，収入の部は自己負担分も含めて記入し，支出の部の区分欄は節名（賃金，旅費，消耗品費，通信運搬費，工事請負費，会議費等）を記入し，計欄は事業費総額とする。

2 間接補助事業の場合の支出の部の区分欄は，節名（〇〇〇事業補助金事業主負担金等のほか，事務費がある場合は事務費の節区分による。）を記入し，計欄は補助等に要する総額とする。

（注2）間接補助事業の収支精算書について，間接補助金の交付年月日を備考欄に記載する。（支出の部）

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

年度 事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第4条の規定により下記のとおり交付することに決定しました。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要する経費 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額 | 金 | 円 |
| 3 | 交付の条件 | | |
| | 別紙のとおり | | |

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度 事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった 年度（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））を下記のとおり変更したいので、鹿児島県補助金等交付規則第7条及び鹿児島県農業者経営所得安定対策推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円（うち前回までの申請額 金 円）
- 2 計画変更の理由
- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3)

(注) (1)及び(2)については、それぞれ補助金交付申請書（別記第1号様式）に添付する事業計画書（別記第2号様式）及び収支予算書（別記第3号様式）を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書きとし、変更前のものを括弧書きで上段に記載すること。

番
年 月 日

殿

鹿児島県知事

年度 事業補助金変更承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認します。

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

年度 事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））の変更については、鹿児島県補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

- 1 事業に要する経費 金 円
- 2 補助金の額 金 円
- 3 交付の条件
別紙のとおり

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

工事着手（完成）報告書

年度農業者経営所得安定対策推進事業（条件整備事業）の工事を下記のとおり着手（完成）しましたので報告します。

記

| | |
|--|-------|
| 交 付 決 定 | 年 月 日 |
| 交 付 決 定 額 | |
| 事 業 種 目 （工種又は施設区分） | |
| 着 手 | 年 月 日 |
| 完 成（予 定） | 年 月 日 |
| 事 業 主 体 | |
| 事 業 実 施 箇 所 | |
| 施 行 方 法 （請負の場合は、請負者の 住 所 ・ 氏 名 等 ） | |
| 事 業 量 | |
| 事 業 費 | |

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度 事業事前着手承認申請書

年度において下記理由により事業を早期に実施したいので承認くださるよう申請します。

記

1 事前着手の理由

2 事業名 { 農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）
畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援） }

3 事業箇所

4 事業費

5 事業概要

6 着手予定年月日

7 完成予定年月日

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

年度 事業事前着手承認通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった 年度（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））は、下記条件を付して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条 件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担するものとする。
- 2 当該事業の全部又は一部が補助の対象とならなかった場合において、異議の申立てはしないこと。
- 3 事前施行であっても関係法令・規則等を遵守すること。

番
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度 事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））を実施したので、鹿児島県補助金等交付規則第 13 条及び鹿児島県農業者経営所得安定対策推進事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3

番 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事

年度 事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号で実績報告のあった 年度（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））補助金については、鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定により、下記のとおり確定しました。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

番 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

補助事業者 住所
氏名

年度 事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の交付決定 (確定) 通知書に基づく 年度 (農業者経営所得安定対策推進事業 (推進事業・条件整備事業)・畑地化促進事業 (産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援)) 補助金を交付くださるよう鹿児島県補助金等交付規則第 16 条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

| 総 額 | 前回までの交付額 | 今回請求額 | 未請求額 |
|-----|----------|-------|------|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

預金口座番号

(金融機関名)

本・支店 当座 号
普通

(フリガナ)

口座名義人

鹿児島県知事 殿

申請者 住所
氏名

年度 事業補助金 { 概算払 }
{ 前金払 }

申請書

年 月 日付け第 号で補助金交付決定のあった 年度 (農業者経営所得安定対策推進事業 (推進事業・条件整備事業)・畑地化促進事業 (産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援)) 補助金を鹿児島県補助金等交付規則第 16 条及び鹿児島県農業者経営所得安定対策推進事業補助金交付要綱第 12 条の規定により, 下記のとおり { 概算払 }
{ 前金払 } くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

| 事業費 | 補助金 (交付金) | { 概算払 } { 前金払 } 受領済額 | 今回申請額 | 残 額 |
|-----|-----------|-------------------------|-------|-----|
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

2 { 概算払 }
{ 前金払 } を必要とする理由

消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

殿

住所
氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年度（農業者経営所得安定対策推進事業（推進事業・条件整備事業）・畑地化促進事業（産地づくりに向けた体制構築支援・土地改良区決済金等支援））について、同通知の交付条件第 号に基づき下記のとおり報告します。

記

| | | |
|--|---|---|
| 1 鹿児島県補助金等交付規則第 14 条の規定に基づく確定額 （ 年 月 日付け 第 号による額の確定額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）

- この報告は、交付決定ごとに作成するものとする。
- 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
 - 消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
 - 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額の計算表」の写し
 - 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
 - 補助事業者等が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 市町村等の間接補助事業に係る補助金の場合は、事業実施主体から提出された上記（2）を添付すること。
なお、複数の間接事業主体がある場合は、別紙として集計表を作成すること。

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[]

(注)

(1) この報告は、交付決定ごとに作成するものとする。

(2) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(3) 市町村等の間接補助事業に係る補助金の場合は、事業実施主体から提出された上記(2)を添付すること。

なお、複数の間接事業主体がある場合は、別紙として集計表を作成すること。

消費税仕入控除税額集計表

| 事業主体名 | 内 訳 | 金額（円） |
|-------|-------------------------|-------|
| | 補助金確定額 | |
| | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | |
| | 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額 | |
| | 補助金返還相当額 | |
| | 補助金確定額 | |
| | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | |
| | 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額 | |
| | 補助金返還相当額 | |
| | 補助金確定額 | |
| | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | |
| | 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額 | |
| | 補助金返還相当額 | |
| | 補助金確定額 | |
| | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | |
| | 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額 | |
| | 補助金返還相当額 | |
| 合 計 | 補助金確定額 | |
| | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | |
| | 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額 | |
| | 補助金返還相当額 | |

